

木造住宅耐震改修等事業費補助金の代理受領制度について

従来より費用の負担軽減ができるようになりました。

令和7年度から耐震改修工事等の補助金を直接施工業者へ支払う代理受領制度を始めました。これにより、申請者へお支払いしていた補助金を、新見市から直接施工業者へお支払いすることで、申請者の一時的な費用負担を軽減するものです。詳しくは下記までお問い合わせください。

Q 代理受領はいつ申請すれば利用できますか？

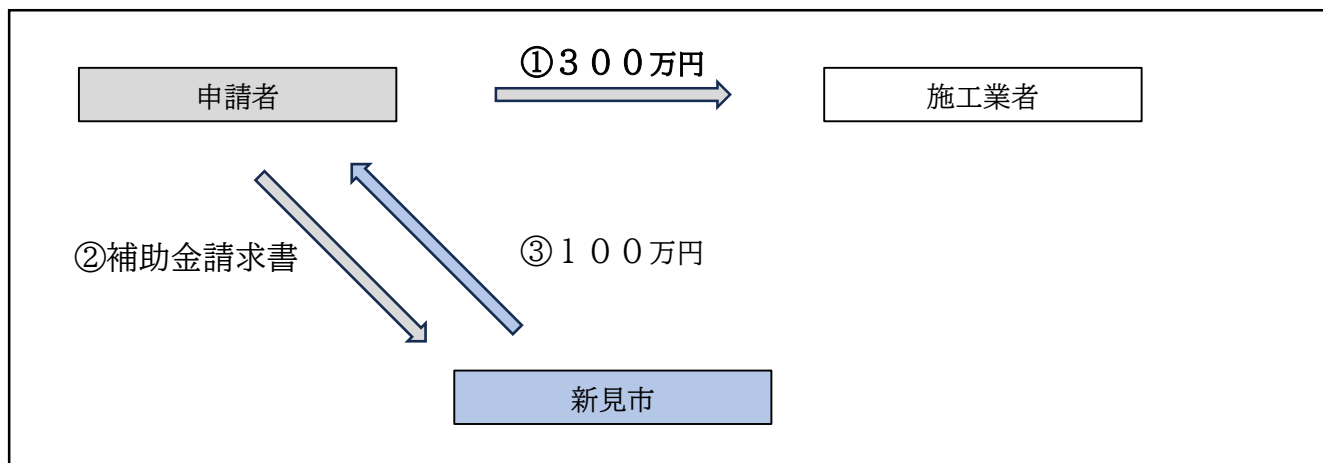
補助金の申請と同時に手続きが必要になります。利用する場合は事前に施工業者と相談してください。

Q 代理受領を利用しない予定で申請しましたが、利用できますか？

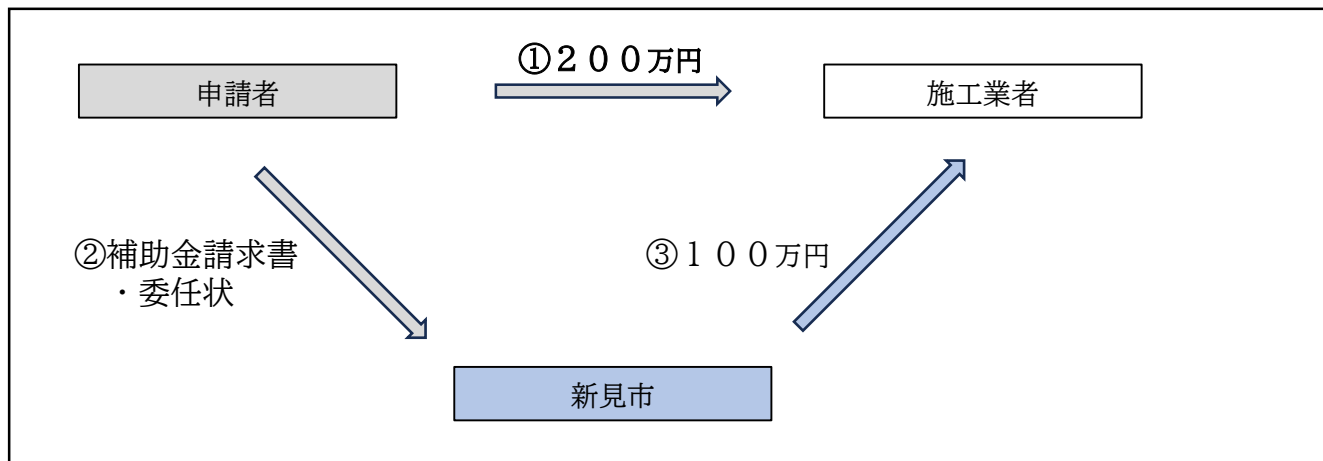
既に補助金の交付決定を受けている場合、代理受領は利用できません。必ず補助金申請までにご相談ください。

(例) 工事費300万円（補助金100万円）の場合

●代理受領を利用しない場合



●代理受領を利用する場合



お問い合わせ
新見市建設部都市整備課建築係
TEL 0867-72-6118

木造住宅耐震改修等事業費補助金手続きの流れ

■ 申請者

代理受領制度

第17条

代理受領予定届出書

様式12号

交付申請
第8条

添付して提出

交付決定
第9条

中間検査
第10条

事業変更

有り

事業変更・廃止（中止）申請
第11条

無し

変更決定

中止・廃止決定

※代理受領を取り下げたものとみなす。

完了検査
第12条

実績報告までに提出

代理受領を取り下げる場合

代理受領予定届出取下書

様式13号

実績報告
第13条

添付して提出

- ・請求書の写し
- ・領収書（補助金額を差し引いたもの）
- ・内訳報告書 様式14号

交付確定
第14条

補助金
請求

添付して提出

代理受領に係る委任状
様式15号

補助金
支払

